

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 39,359 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 467,216 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和3年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	176,666	128,494			9,487	38,685
	高齢者福祉費	81,769	5,665		6,329	13,741	56,034
	児童福祉総務費	11,982	3,956	5,500	720	356	1,450
	児童措置費	67,215	61,930			1,041	4,244
	保育所費	55,917	3,586		5,974	9,129	37,228
	児童福祉施設費	7,836	2,948		923	781	3,184
	小計	401,385	206,579	5,500	13,946	34,535	140,825
保健衛生	保健総務費	9,257	6			1,822	7,429
	健康推進費	56,574	37,877		3,452	3,002	12,243
	小計	65,831	37,883	0	3,452	4,824	19,672
合計	467,216	244,462	5,500	17,398	39,359	160,497	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。